

(追加資料)

精神薄弱者福祉法(昭和 35 年 4 月 1 日施行)	老人福祉法(昭和 38 年 7 月 11 日施行)
第四章 精神薄弱者援護施設 (精神薄弱者援護施設) 第十八条 精神薄弱者援護施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行なう施設とする。 (施設の設置) 第十九条 都道府県は、精神薄弱者援護施設を設置することができる。 2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設を設置することができる。	第三章 老人福祉施設 (施設の種類) 第十四条 老人福祉施設の種類の、次のとおりとする。 一 養護老人ホーム 二 特別養護老人ホーム 三 軽費老人ホーム 注)昭和 36 年度から国庫補助開始。老人福祉法施行前から社会福祉事業法の適用を受けるものとして取り扱われていた。 四 老人福祉センター 2 養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置を受けた者を収容し、養護することを目的とする施設とする。 3 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第三号の措置を受けた者を収容し、養護することを目的とする施設とする。 4 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(前二項に定める施設を除く。)とする。 5 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。 (施設の設置) 第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 2 市町村及び社会福祉法人は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 3 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

第五章 費用 (市町村の支弁) 第二十二條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 三 市町村が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用 四 市町村が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用 (都道府県の支弁) 第二十三條 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 四 都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用 五 都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用 (都道府県の負担) 第二十五條 都道府県は、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用については、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。	第四章 費用 (市町村の支弁) 第二十一條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一 第十条及び第十一条の規定により市町村長が行なう措置に要する費用 二 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用 (都道府県の支弁) 第二十二條 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 一 第十一条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用 二 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用 (都道府県の負担及び補助) 第二十四條 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一條の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一条に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない者についての措置に要する費用についてはその十分の二を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその四分の一を負担するものとする。 2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。 (準用規定) 第二十五條 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、前條の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。
---	--

(国の負担) 第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。 五 第二十三條第四号の費用については、その十分の五 六 第二十三條第五号の費用については、その十分の八 2 国は、前條の規定により都道府県が負担した費用の三分の二を負担する。	(国の負担及び補助) 第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県が第二十一條又は第二十二條の規定により支弁する費用のうち、第十條に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一條に規定する措置に要する費用についてはその十分の八を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその二分の一を負担するものとする。 2 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。 附 則 (経過措置) 第三條 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設は、この法律の規定により設置した養護老人ホームとみなす
精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律(昭和四十二年八月十九日)	
(施設の種類) 第十八條 精神薄弱者援護施設の種類は、次のとおりとする。 一 精神薄弱者更生施設 二 精神薄弱者授産施設 2 精神薄弱者更生施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行なうことを目的とする施設とする。 3 精神薄弱者授産施設は、十八歳以上の精神薄弱者であつて、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行なうとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。	

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年七月二十七日)の改正に伴う改正精神 薄弱者福祉法	
(準用規定) 第二十七条の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。	